

## 改正 4-1

# 所得税の仕組み

### 11 特別復興所得税の創設

東日本大震災の復興債の償還財源確保のため、復興特別所得税が創設されました。平成25 年から平成49 年までの25 年間にわたり、各年分の所得税額に対して2.1%が課税されます。

なお、個人住民税についても、平成26 年から平成35 年までの10 年間、均等割を1,000 円加算することになっています。

\_\_\_\_\_部分が改正点です。